

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成 24 年 6 月 19 日	
大分県知事	広瀬 勝貞 殿
提出者	〒871-0006
住所	大分県中津市大字東浜1128番地の18
氏名	大豊道路 株式会社 代表取締役社長 大家 和
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号 0979-23-0539
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	大豊道路 株式会社
事業場の所在地	大分県中津市大字東浜1128番地の18
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	190,91万円
③従業員数	18人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路建設工事(舗装工事)</li> <li>がれき類(アスファルト・コンクリート塊)</li> <li>→再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化</li>   <li>ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、繊維くず、木くず、金属くず、廃石膏ボード</li> <li>→中間処理業者に委託して破碎・圧縮・選別を行い、可能なものは再資源化を行う。</li> </ul>

(日本工業規格 A列4番)



## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙-1 管理体制図のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	別紙-2参照
	排出量	1602.16 t	- t
	(これまでに実施した取組) 工法の改善・提案（舗装工事）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	別紙-2参照
	排出量	1500 t	- t
	(今後実施する予定の取組) 同上 工法の改善・提案（舗装工事） 前年度排出量の維持		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類（コンクリート塊・アスファルト塊）、鉄くず、廃プラスチック類の分別実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記、及び木くず、廃石膏ボードについての分別強化。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 特に実施予定はないが、県指導指針に基づき、現場内での利用を推進していきたい。(がれき類等)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

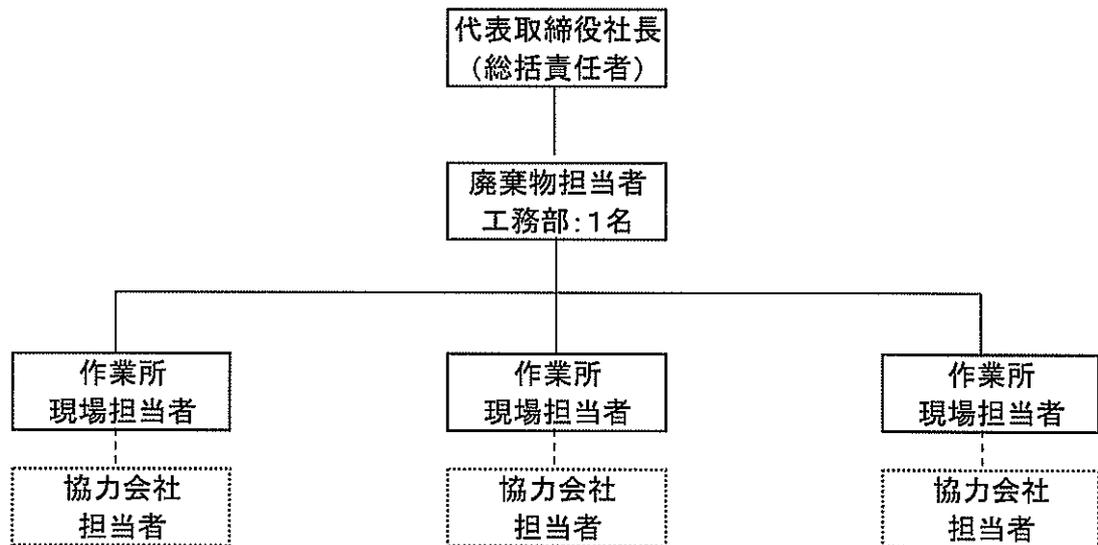
## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	別紙-2参照
	全処理委託量	1602.16 t	- t
	優良認定処理業者への 処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	1602.16 t	- t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面にて契約を実施している。 また、再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	別紙-2参照
	全処理委託量	1500 t	- t
	優良認定処理業者への 処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	1500 t	- t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	- t	- t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>前年度同様、委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面にて契約の実施、及び、再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する。</p>		
※事務処理欄			

## 廃棄物処理に関する管理体制

	総括責任者	代表取締役社長 大家 和
	廃棄物担当	工務部 担当者1名
役	総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理方針の策定</li> <li>・廃棄物管理規定の策定</li> <li>・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認</li> </ul>
	廃棄物担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する検討</li> <li>・廃棄物の発生抑制・再生利用・適正処理の推進等、計画的な管理運営を行う上で必要な事項を検討する。</li> </ul>
割	各現場担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理計画の作成</li> <li>・処理業者、再生利用業者の調査・選定及び管理</li> <li>・委託契約の締結</li> <li>・産業廃棄物管理票の交付・管理</li> <li>・監督官庁への各種報告</li> <li>・社員、関連会社に対する教育・啓発</li> <li>・その他関係する事項</li> </ul>



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（ 23 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	金属くず	-	-	-
	排出量	0.29 t	0.11 t	16.44 t	0.21 t	0.06 t	- t	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 工法の改善・提案（家屋解体工事等） 適正な処分業者の選定								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	金属くず	-	-	-
	排出量	0.25 t	0.10 t	15.00 t	0.20 t	0.05 t	- t	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 同上 工法の改善・提案（家屋解体工事等） 選別強化（再利用可能なものは再生利用業者へ委託する）								
産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（ 23 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	金属くず	-	-	-
	全処理委託量	0.29 t	0.11 t	16.44 t	0.21 t	0.06 t	- t	- t	- t
	優良認定処理業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	0.29 t	0.11 t	16.44 t	0.21 t	0.06 t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面にて契約を実施している。 また、再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する									
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	金属くず	-	-	-
	全処理委託量	0.25 t	0.10 t	15.00 t	0.20 t	0.05 t	- t	- t	- t
	優良認定処理業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	0.25 t	- t	15 t	- t	0.05 t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
(今後実施する予定の取組) 前年度同様、委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面にて契約の実施、及び、再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する。									